

障害者雇用率制度の概要

○ 障害者雇用率制度とは

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、除外率によって控除した常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

○ 一般民間企業における雇用率設定基準

以下の算定式による割合を基準として設定。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数} - \text{除外率相当労働者数}}$$

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント

○ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

（参考） 現行の障害者雇用率

<民間企業>

一般の民間企業 = 法定雇用率 1. 8 %

特殊法人等 = 法定雇用率 2. 1 %

<国及び地方公共団体>

国、地方公共団体 = 法定雇用率 2. 1 %

都道府県等の教育委員会 = 法定雇用率 2. 0 %

除外率設定業種及び除外率

（平成１９年１０月１日現在）

除外率設定業種	除外率
・ 有機化学工業製品製造業 ・ 石油製品・石炭製品製造業 ・ 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。）	５％
・ その他の運輸に附帯するサービス業（通関業、海運仲立業を除く。） ・ 電気業 ・ 郵便局	１０％
・ 非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く。）・ 倉庫業 ・ 船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・ 航空運輸業 ・ 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	１５％
・ 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・ その他の鉱業 ・ 採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・ 水運業	２０％
・ 非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	２５％
・ 建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便事業	３０％
・ 港湾運送業	３５％
・ 鉄道業 ・ 医療業 ・ 高等教育機関	４０％
・ 林業（狩猟業を除く。）	４５％
・ 金属鉱業 ・ 児童福祉事業	５０％
・ 特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	５５％
・ 石炭・亜炭鉱業	６０％
・ 道路旅客運送業 ・ 小学校	６５％
・ 幼稚園	７０％
・ 船員等による船舶運航等の事業	９０％